

## 診療所休診時の資金対応

2020年のコロナ禍での診療所休診等により診療収入減少の資金対応は、コロナ緊急融資、各種の給付金による対応がなされました。今後の個別対応は自助対応によることも検討することが必要です。

### 1. コロナ等の感染症による診療所休診時の保険対応

- (1) コロナ感染症による診療所休診時に給付がある損害保険を活用（2021年1月発売）
- (2) 保健所等による休診要請による診療所休診による診療収入減少に対して支払い
- (3) 最高14日間支払い、支払限度500万円
- (4) 保険料は1日保険金額、建物の構造により決定  
(年払保険料例)

保険期間1年、保険料一括払（上限500万）、コロナ感染症休業補償は14日限度（上限500万）

摘要	鉄筋コンクリート	鉄骨	木造
保険金1日30万円	31,100円	42,410円	65,590円
保険金1日35万円	36,290円	49,480円	76,520円

- (5) コロナ以外の診療所休診の場合（火災、水害等）にも保険金支払いがある

### 2. 院長の入院等による診療所休診時の保険対応

- (1) 院長を被保険者とする総合生活障害保障保険を活用
- (2) 本人が7大疾病により所定の就労不能、要介護状態、高度障害状態になった場合に保険金を支払い（死亡保険金は無）

1. ガン（悪性新生物）、2. 糖尿病、3. 急性心筋梗塞、4. 高血圧性疾患、5. 脳卒中、6. 肝硬変、7. 慢性腎不全

- (3) 法人契約（保険金受取は法人）\*個人事業主も加入可
- (4) 保険料全額損金（解約返戻金有）  
(保険料例) 保険金2000万円、年払保険料

摘要	30歳	40歳	50歳
告知・診査	告知	告知	告知
保険期間	35年65歳	23年63歳	19年69歳
男性	235,240円	290,000円	564,920円
女性	235,940円	294,640円	457,280円

- (5) 具体的保険金支払事例

悪性新生物：診断時に支払事由に該当

急性心筋梗塞：発病し、所定の手術または60日以上労働制限があったと認められる場合

脳卒中：発病し、所定の手術または60日以上言語障害などの多角的な神経額的な後遺症が継続したと診断された場合

# 歯科会計

## コロナ禍の法人決算事前対応

### 1. 今期の決算利益は赤字？黒字？

単位：万円

項目	ケース1 コロナ関連利益で 黒字	ケース2 コロナ関連利益で 赤字減少	ケース3 コロナ関連利益で 黒字増加（大）	ケース4 コロナ関連利益で 黒字増加（小）
通常損益	-300	-300	300	300
持続化給付金	200	100	200	100
家賃支援金	600	0	600	0
雇用調整助成金	200	0	200	0
コロナ支援利益	1,000	100	1,000	100
最終損益	700	-200	1,300	400
次期見込損益	-300	-300	300	300
対応ポイント	・ 実質赤字 ・ 一時的利益対策 ・ 次期収入計画検討	・ 実質赤字 ・ 次期収入計画検討	・ 実質黒字 ・ 一時的利益対策 ・ 次期収入計画検討	・ 実質黒字 ・ 次期収入計画検討

### 2. 診療収入減少により赤字決算見込みの場合（ケース2）

- （1）コロナ禍の診療収入減少による赤字なので、診療収入増、経費減の対策を決算月まで継続
- （2）診療収入の前受金処理がある場合には、決算月までの治療完了により前受金減少を計画
- （3）在庫計上見直し、決算対策項目（家賃前払等）の見直し
- （4）以上により、決算時の赤字幅の減少を検討する
- （5）次期以降の診療収入を見直し、計画黒字を検討する

### 3. コロナ支援金等で一時的な黒字決算見込みの場合（ケース1、ケース3）

- （1）実質赤字（黒字少額）だが、コロナ支援利益で計画外の黒字となっているので利益対策が必要
- （2）一時的な利益への節税対策であるので、次期以降に影響が少ない対策が有効
- （3）不良資産（インプラント在庫、遊休医療機器等）の廃棄、創業時役員（理事長の親族等）の退職金支給を検討（事業承継者の役員加入も併せて検討）
- （4）次期以降の診療収入を見直し、計画黒字を検討する

### 4. 次期見込利益が減少する場合（ケース4）

- （1）決算は黒字見込みだが、実質黒字は少額
- （2）通常年の診療収入回復に向けて、次期収入計画を検討する
- （3）コロナ借入金の返済も考慮して、返済可能な利益計画を検討する

# ドクター会計

## 感染拡大防止等支援金対象経費

1 診療所当たり 100 万円（無床診療所の場合）の感染拡大防止等支援金について、すでに概算請求及び入金 completed し、現在は実績報告を行うための領収書や納品書を準備中の診療所が多いものと思われます。従来、支援金の対象となる経費は**感染対策に要する費用**と考えられていましたが、この度、日本医師会による厚生労働省への申し入れにより、**日常診療業務にかかる費用**も幅広く対象になりえる事が確認されました。

日常診療業務に関する経費の例としては下記のもの挙げられています。

科目	補助対象となる経費の例
需用費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの）</li><li>・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など） ※ 直接診療報酬等を請求できるものは対象外</li><li>・ 換気扇の設置など軽微な改修（修繕費）</li><li>・ 水道光熱費、燃料費</li></ul>
役務費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電話料、インターネット接続等の通信費</li><li>・ 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料</li><li>・ 休業補償保険の保険料</li><li>・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの</li></ul>
委託料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの</li><li>・ 日常診療に要する検査外注費 ※ 直接診療報酬等を請求できるものは対象外</li><li>・ 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料</li><li>・ 既存の顧問弁護士、<b>顧問税理士等の報酬</b></li></ul>
使用料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存の診療スペースに係る家賃（<b>家賃支援給付金を受けている場合は対象外</b>）</li><li>・ 既存の医療機器・事務機器のリース料</li></ul>

※対象経費でも他の補助金と重複して申請は不可

### 《補助対象外となりうる経費の例》

- ・ 従前から勤務している者や通常の医療の提供を行う者の人件費
- ・ 通常診療に要する薬品費、診療材料費及び検査委託費のうち、直接診療報酬請求ができるもの
- ・ 開業医等の所得補償保険料
- ・ 工事請負費（修繕費とならないもの）
- ・ 支払利息や減価償却費

### 【橋本会計顧問報酬の領収書発行】

上記の経費例によると、顧問税理士等の報酬も補助対象となりうるものとされています。そこで橋本会計の顧問報酬を対象経費として申請される場合には領収書を発行いたしますので、担当者へお申し付けください。

# 医療承継

## 暦年贈与廃止の可能性？

2021年度の税制改正大綱では具体的な改正項目としては出てきませんでした。政府税制調査会は相続税・贈与税の一体化議論を本格的に開始しているようです。実際に、2021年度の税制改正大綱においても、今後の検討課題として相続税と贈与税の一体化について記述されています。

税制改正大綱においては、

- ・「現在の税率構造では、**富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止**するには限界がある」
- ・「諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する」
- ・「現行の相続時精算課税制度と**暦年課税制度のあり方を見直す**」
- ・「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向け」

といった表現がされています。

この背景には、富裕層による暦年贈与の積み重ねによる相続税負担の回避がなされている点など、富裕層による過度な節税を防ぐ狙いがあるものと思われます。

2021年度の税制改正の1つである「教育資金の非課税贈与制度」についても、富裕層への優遇策であるとの指摘も踏まえての不利な改正内容となっています。

相続税・贈与税の一体化議論はどのような内容になるか、その適用開始時期も現段階では不明です。

### <改正に備えた対策>

上記を踏まえると、今後も贈与税・相続税に関しては不利な改正がなされていくことが予想されます。

毎年対策として行っている110万の基礎控除を基にした暦年贈与に関しても大幅な改正が入る可能性もあります。



不利な改正が適用開始となるまでは、暦年贈与を用いた相続税対策を積極的に行っていくことが重要と考えます。資産規模が大きく将来の高い相続税率負担が見込まれるケースなどでは、110万円以内ではなく、300万程度の水準など贈与税負担が多少生じるような贈与も積極的に行っていきましょう。